

下村町内会館運営細則

(目的)

第1条 この細則は、下村町内会館（以下「会館」という）の管理運営を適切に行うために定めるものとする。

(会館の位置づけ)

第2条 会館は下村町内会の共有財産であり、町内会活動の拠点として、また、町内会員（以下「会員」という）相互の福祉増進を図る中枢施設として、ボランティア活動の推進及び文化・教養の促進などのために使用する。

(維持管理)

第3条 会員は、会館の清掃等維持管理に努めなければならない。

(運営委員会と委員長)

第4条 会館の管理運営を適正に行うため、運営委員会を置く。

2. 運営委員会は、町内会長、副会長、会計、他の常任役員（若干名）をもって構成する。
3. 委員長は、町内会長とする。

(優先使用)

第5条 会館の使用は、町内活動のための使用を最優先とする。

2. 次の各号に該当する場合、既に他の者に承認した使用許可を取り消し、または日時の変更を求めることができる。
 - (1) 町内会が緊急業務に使用するとき。
 - (2) 災害時における救護所又は避難所として使用するとき。
 - (3) 会員が葬儀場として使用するとき。
 - (4) 前各号の他、運営委員会が緊急、止むを得ないと認めたとき。

(使用の許可)

第6条 会館を使用する者は、運営委員会の許可を受けなければならない。

2. 会館の備品を使用する時、又は特別の付加設備等を使用する時は、運営委員会の許可を受けなければならない。
3. 会員でない者が使用する時、又は営利目的として使用については、運営委員会での協議を経て、許可を与えることができる。
4. 会館を同じ使用目的で定期的に使用する者に対しては、運営委員会で協議し、許可を与えることができる。

(使用許可の制限)

第7条 次の各号に該当する場合は、使用を許可しない。

- (1) 公序良俗に反すると認めるとき。
- (2) 本規定の第2条に反すると認めるとき。
- (3) 会館の管理上支障があると認めるとき。

(使用時間)

第8条 会館の使用時間は、午前8時30分から午後9時までとする。

ただし、運営委員会が認めた場合はこの限りでない。

(使用者の遵守事項)

第9条 使用者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 会館近隣の住民に迷惑となる行為をしないこと。
- (2) 設備及び備品類を他人に転貸、使用目的以外に使用しないこと。
- (3) 清掃及び整理、整頓に努めること。
- (4) その他、委員長の指示に従うこと。

(入館の禁止)

第10条 委員長は、前条の遵守事項を守らない者は、入館を禁止、退館させることができる。

(損害賠償)

第11条 使用者は、会館使用中に建物、設備、備品等を毀損し、滅失したときは、速やかに委員長に連絡し、その損害を賠償しなければならない。

(会館使用料)

第12条 使用許可を受けた者（以下「使用者」という）は下記の会館使用料を納入しなければならない。

(1) 利用区分

①町内会員	A	町内役委員会・組長定例会・各事業部会・町内会諸行事 行政に直接関係する公共団体又は公共的団体 その他運営委員会が認めた団体
	B	会員のサークル活動
②町内会員以外	C	他団体諸会合
③その他	D	地域の教育・文化・教養に寄与し営利を目的とした事業等
	E	営利を目的とした事業等

(2) 使用料

利 用 区 分	A	B	C	D	E
1時間あたり使用料金	無 料	300円	350円	400円	500円

2. 運営委員会が認めた場合は、減免することができる。

(納入)

第13条 納入された会館使用料は、町内会の一般会計に入金する。

(会館使用料の返金)

第14条 使用日の2日前までに使用取り消しの連絡があったときは、即納した会館使用料を返金する。

2. 優先使用による使用取り消しの場合は、即納した会館使用料を返金する。

(防火管理者)

第15条 委員長は防火管理者を兼務するが、会員の中から防火管理者を指名することができる。

(規定の改定)

第16条 この規定は、町内役員会で審議し、組長定例会での承認をもって改定することができる。

附則

1. 本細則以外の必要事項については、運営委員会で協議し決定する。

2. 本細則は、令和3年5月1日より施行する。